

今月の経理情報

2005年3月

今回のテーマ： 人材投資促進税制の創設

平成17年度税制改正により、企業が支出する教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度が3年間の時限措置として創設されます。

対象法人	青色申告法人	資本金1億円以下の法人 (大規模法人の子会社等を除く)
制度の内容	<p>教育訓練費が基準額(前2期の平均額)より増加した場合、増加額の25%相当額の税額控除可能</p> <p>前2期の教育訓練費の平均額 A 当期の教育訓練費の額 C</p>	<p>教育訓練費の総額に対し、教育訓練費増加率の1/2の率(最大20%)を乗じた金額について税額控除可能(この選択制)</p> <p>当期の教育訓練費の額 C</p>
	法人税額の10%相当額を限度	
地方税	適用なし	適用あり 税額控除額=法人税の特別控除額×住民税率
税額控除の対象となる教育訓練費	<p>講師・指導員等経費：社外講師、指導員に支払う講師料、指導員料(会場への旅費、宿泊費等含む)</p> <p>教材費：研修用の教材、プログラムの購入料等</p> <p>外部施設使用料：研修を行うために使用する外部施設、設備の借上料、利用料</p> <p>研修参加費：従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用</p> <p>研修委託費：講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用 など</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ? 法人税法上、損金に算入されるものに限る ? 関連会社への支出は対象、社内講義などの内部費用は対象外 ? 支出の対象者は、使用人(派遣社員を含む)に限定され、役員(使用人兼務役員を含む)は対象外 ? 教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける助成金等の金額は控除する 	

お見逃しなく！

- この制度は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。
- 設立・解散事業年度(合併による設立・解散事業年度を除く。)および清算中の各事業年度には適用されません。
- 従業員に一定の職業訓練等を受講させた場合「キャリア形成促進助成金」があります。
<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/f-3.html>
- 実務的には、「教育訓練費」等の勘定科目を別途設けて区分経理するなど、金額の集計を容易にする工夫が必要です。